

東弁25人第329号
2013年12月13日

東京拘置所

所長 米谷和春 殿

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

平成23年9月10日、貴所職員が申立人に対して勾留期間更新決定の告知を行った際、貴所職員は申立人に決定書の呈示をしなかった。

刑事訴訟法73条2項は、勾留状を執行する際、勾留状を被告人に示すことを要求している。これは、憲法34条の令状主義の趣旨に沿うものであり、呈示により裁判の告知と同時に、その理由の告知をもなさしめようとしたものである。

申立人は、勾留期間更新決定の呈示がなかったことによって、勾留理由の告知を受けることができなかった。本件においては、その後、申立人が強く抗議をしたことにより、決定書を申立人に呈示するに至っているが、今後は、令状主義の趣旨を尊重し、刑事訴訟法73条2項を遵守して、被収容者の要求を待つことなく、被収容者に対して決定書の呈示を必ず行うよう、勧告する。

第二 勧告の理由

1 申立人の主張および聴き取りの概要

申立人は、ヴェトナム社会主義共和国国籍であるが、難民認定を受け、永住資格を有する者である。平成23年の時点で、日本語の読み書きはすでに堪能であった。

申立人は、平成23年4月20日から平成24年2月17日まで貴所に収容されていた。

平成23年9月10日、申立人が勾留期間更新決定の告知を受けた際、貴所職員は、居室の食器口越しに、決定書を呈示せずに、書いてあることの一部だけを早口で読み上げた。

申立人は、記載内容に窃盗の事実が挙げられているか否かが気に掛かっており、この点を確認したかったことから、決定書を見たいと言って、決定書を挟み込んだ帳簿に手を延ばしたところ、貴所職員から、「うるさい、告知だけだ、（帳簿に）触るな」と言われた。

このため、「確認権があるはずだ」と言って、台を手でどん、と叩いたところ、貴所職員は、「うるさいばかやろう」と言いながら、決定書を帳簿から取り出してガラスに当てて見せてくれたが、その間ずっと暴言を吐き続けた。ガラスに当てて見せてくれて、初めて記載内容を確認することができた。

同日から同月13日までの間、保護室に収容され、その後懲罰を受けた。

2 貴所の主張の概要

平成23年9月10日、勾留期間更新決定の告知の際、申立人に勾留更新決定書を呈示している。

この時、申立人が同決定書の交付を求めたため、交付されるものではない旨説示したところ、いきなり、申立人が居室食器口扉を手けんでたたいて騒音を発した。職員がこれを制止したが、さらに「ばか野郎」などと大声を発

し続けた。

このため、同年9月10日から同月12日まで申立人を保護室に収容し、同年10月6日から同月12日まで閉居罰を科した。

3 認定した事実

申立人からの聴き取り結果及びその回答内容を総合して検討した結果、貴所職員が、平成23年9月10日、申立人に対し、勾留期間更新決定の告知を行う際、告知書の呈示をしなかったこと、申立人が告知書の記載を確認したいと求めて手を伸ばしたこと、これに対して、貴所職員が「うるさい、告知だけだ、(帳簿に)触るな」と述べたことから、申立人が居室備品を手で叩いて音を発し抗議をしたこと、その後職員が告知書をガラスに当てて申立人に見せたため、申立人が記載内容を確認できたこと、などの事実が認められる。なお、申立人は、「申立人が居室食器口扉を手けんでたたいて騒音を発したため、職員がこれを制止したところ、さらに『ばか野郎』などと大声を発し続けた」という理由で保護室に収容され、後に、閉居罰を科されたことも争いのない事実として認められる。

貴所は、勾留期間更新決定の告知の際、当初から申立人に勾留更新決定書を呈示している旨回答しているので、この点を検討したが、貴所も申立人が告知後間もなく申立人が強く抗議をした事実を認めているところ、これは、決定書の呈示がなかったからこそ抗議がなされたと考えるのが合理的である。貴所は、申立人の抗議は、決定書の交付を拒んだことに対するものであると主張するようであるが、この時点で拘置所に入所してから5ヶ月近くが経過し、既に最低でも2回の勾留期間更新決定を受けている申立人が、決定書の交付がなされないことに強く抗議をするとは考えられないし、記載内容に窃盗の事実が挙げられているか否かを確認するために内容の確認がしたかったのだとの申立人の供述は、具体的で自然であり、あえてこの点について虚偽の説明をしなければな

らない事情もなく、信用できるものである。そのため、貴所職員が、告知の際に呈示を行っていたとは考えられず、貴所の回答内容は信用できない。

4 判断

刑事訴訟法73条2項は、勾留状を執行する際、勾留状を被告人に示すことを要求している。これは、憲法34条の令状主義の趣旨に沿うものであり、呈示により裁判の告知となると同時に理由の告知にもなるものである（松本時夫ほか『条解刑事訴訟法（第4版）』166頁）。

しかし、平成23年9月10日、貴所職員が勾留期間更新の告知を行った際、貴所職員は刑事訴訟法73条2項に違反し、告知書の呈示を行わなかった。その後、申立人が抗議した後に、貴所職員は漸くガラスに当てて告知書を申立人に示したが、申立人が抗議をするまでは示さなかった。

申立人は、勾留期間更新決定の呈示がなかったことによって、勾留理由の告知を受けることができなかったが、これは、令状主義の趣旨に反するものである。

したがって、貴所は、申立人の人権を侵害したものである。

以 上